

社会福祉法人しおかぜ福祉会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しおかぜ福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員をいう。
- (3) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び特別功労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、常勤の理事に対してのみ報酬等を支給し、職員給与が支給される役員並びに非常勤の役員等に対しては報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額)

第4条 常勤の理事に対する報酬等月額は、335,000円とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給については、法人の正職員賃金規程の例によるものとする。

(費用弁償)

第6条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会（以下この条において「会議」という。）に出席した場合は、1回につき3,000円の費用弁償費を支払う。ただし、同一日に開催された会議に出席した場合は、先に開催された会議にのみ支払うのと

する。

(費用)

第6条 役員等が法人の業務のために出張したときは、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額を支払う。

(改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 役員費用弁償規程は、廃止する。